

○昭和47年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和47年12月8日 条例第2号

(恩給条例の規定による恩給の年額改定)

第1条 阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号。以下「恩給条例」という。)の規定により、退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料(以下「退隠料等」という。)を受給している者の恩給年額(増加退隠料にあつては、恩給条例第31条第2項の規定による加給の年額を除く。以下同じ。)を昭和47年10月分以降、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、増加退隠料については、その年額が恩給法(大正12年法律第48号)の例によつて算出して得た額を下ることはない。

(職権改定)

第2条 この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

別 表

恩給年額の計算 の基礎となつて いる給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算 の基礎となつて いる給料年額	仮定給料年額
円 179,700	円 197,800	円 410,600	円 452,100
184,700	203,400	434,100	477,900
189,000	208,100	440,200	484,700
195,100	214,800	458,100	504,400
198,800	218,900	481,900	530,600
205,700	226,500	508,300	559,600
215,700	237,500	521,600	574,300
226,200	249,000	534,400	588,400
236,400	260,300	552,800	608,600
247,000	271,900	563,500	620,400
257,300	283,300	594,800	654,900
267,900	295,000	610,300	671,900
274,600	302,300	626,400	689,700
281,200	309,600	657,700	724,100
288,900	318,100	689,200	758,800
299,800	330,100	697,400	767,800
309,200	340,400	723,400	796,500
318,000	350,100	760,300	837,100
328,600	361,800	797,000	877,500
339,400	373,700	819,500	902,300
351,100	386,600	841,600	926,600
362,900	399,600	886,300	975,800
377,700	415,800	931,000	1,025,000
386,900	426,000	939,900	1,034,800
399,000	439,300	975,500	1,074,000

-197/3/26- 第9章 昭和47年度における阪神水道企業団恩給条例の
規定による恩給の年額の改定に関する条例

1,020,300	1,123,400	1,609,700	1,772,300
1,065,100	1,172,700	1,640,400	1,806,100
1,109,500	1,221,600	1,672,600	1,841,500
1,137,500	1,252,400	1,703,600	1,875,700
1,167,500	1,285,400	1,766,500	1,944,900
1,225,100	1,348,800	1,829,400	2,014,200
1,283,300	1,412,900	1,860,500	2,048,400
1,312,600	1,445,200	1,892,400	2,083,500
1,341,000	1,476,400	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が179,700円未満の場合又は1,892,400円をこえる場合においては、その年額に1.101を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。	
1,398,800	1,540,100		
1,425,200	1,569,100		
1,456,600	1,603,700		
1,514,300	1,667,200		
1,577,300	1,736,600		